

## 質 問 回 答

平成 26 年 4 月 14 日

「( 案件名 ) 大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト ( 廃棄物管理 B、F ) ( その 2 ) 」

( 公示日 : 平成 26 年 3 月 19 日 / 公示番号 : 7 ) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第 7 見積価格及び内訳書 ( 5 頁 )	外貨交換レートに、トンガドル(トンガ)とオーストラリアドル(キリバス)の記載がないが、JICA のホームページに記載されている「平成 25 年度精算レート表」の 3 月のものを適用すればよいか。	以下のレートを使用してください。 (1)トンガ TOP1=54.617円(平成 25年度 JICA 統制レート) (2014 年 3 月)) (2)キリバス(豪州ドル) AUD1=91.38 円 (「OANDA, the Currency Site」 ( <a href="http://www.oanda.com/">http://www.oanda.com/</a> )における、2014 年 2 月最終営業日付の買いレート)
2	第 2 業務の目的・内容に関する事項 ( 6 頁 ) 5 実施方針及び留意事項 ( 10 ) 広報活動及び成果の積極的な発信	広報の具体的な活動として、「ニュースレターの発行」や「プロジェクトホームページの設置」が挙げられている。これらの活動は、サモアにあるプロジェクト・オフィスによって既に実施されていると理解しているが、本案件の業務従事者 ( B/F ) が別途発行・設置することが求められるのか。その場合、これらの活動に係る費用を見積りに含める必要があるか。あるいは、プロジェクト全体の共有事項として、基本的にはプロジェクト・オフィスが実施し、業務従事者 ( B/F ) が適宜協力をするという理解でよいか。	本件のコンサルタントにニュースレターの発行及びプロジェクトホームページの設置を求めませんが、プロジェクト・オフィスの要請に従ってこれらの発行又は設置に協力していただくことを想定しています。 ただし、コンサルタントにおいて当該国の活動においてこのような発行及び設置が必要不可欠と考える場合にはプロポーザルにて提案することも可能です。
3	第 3 業務実施上の条件 6 その他留意事項 ( 14 頁 )	「オ現地業務費については、別途配布する所定マニュアルを熟読し、JICA フィジー事務所、JICA トンガ支所の経理担当及びプロジェクトオフィスと相談の上、	工事費やワークショップへの他国からの参加者に係る費用等を想定しているものの、現状では確定していません。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		<p>取り扱いについて決定すること」とあるが、現地事務所から支出される現地業務費は具体的にどのようなものか含まれるか。フィジー国シンガトカ町の活動に、「最終処分場の改善工事实施」が予定されているが、工事に係る経費は一般業務費の見積りに含めるべきか。また、サブリージョナルのワークショップ開催に係る経費についても一般業務費の見積りに含めるべきか。</p>	<p>見積りに含めていただきたい費用は、業務指示書「第3 業務実施上の条件 6 その他留意事項 カ」に詳細を記載していますので、こちらを参照してください。</p>
4	<p>第3 業務実施上の条件 6 その他留意事項(13頁)ア</p>	<p>「ア同一の業務従事者が J-PRISM 廃棄物管理の他案件に応募する場合には、要員計画上で業務従事期間(国内、現地)が重複しないよう留意すること」との記載があるが、7頁(2)現地調査期間では、2015年8月ごろ実施予定の終了時評価時は必ず現地に滞在する事となっているが、同一業務従事者が終了時評価の時期を外して、他案件にも応募する事は可能か。同一業務従事者が、他案件にも応募し、どちらかしか受注しなかった場合は、要員計画を修正する事は可能か。</p>	<p>2015年8月に実施予定の終了時評価においては、必ず現地に滞在することとします。この終了時評価の時期を外すのであれば、他案件(J-PRISM 廃棄物管理の他案件の意味で回答します)に応募することを妨げるものではありません。他案件でも2015年8月には終了時評価を予定し、現地への滞在を必須としていますが、複数案件の受注となった場合に、終了時評価の時期をずらす調整をすることも考慮可能です。他案件にも応募し、どちらかしか受注しなかった場合には、原則受注したプロポーザルの要員計画に沿って業務を実施していただきますが、要員計画の修正を契約交渉で調整することまでを妨げるものではありません。</p>
5	<p>第2 業務の目的・内容に関する事項(8頁) g)</p>	<p>「国内の他自治体や他国からの研修・視察受入れ」について、研修受入れに関わる費用は、計上する必要があるか。</p>	<p>上記3を参照願います。</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
6	第2 業務の目的・内容に関する事項(6頁) 6 業務の内容	対象3ヵ国とも「業務指示書に記載されている業務の内容」と配布資料にある「POの活動内容」が一致しておらず、記載順序も異なる。プロポーザル(業務内容、作業工程等)は、業務指示書の記載通りに作成すべきか。	基本的には、PDM、PO に沿った活動をプロポーザルにて提案してください。なお、齟齬がある箇所に関し、業務指示書に沿った提案を頂いても構いませんが、その場合業務開始後地球環境部、プロジェクトオフィスと相談のうえ、先方機関の合意を得て活動計画あるいは PDMの活動の変更等の対応を願います。
7	第2 業務の目的・内容に関する事項(6頁) 6 業務の内容 (2) 現地派遣期間 (ウ)トンガ国での活動	「b)ババウにおける既存処分場の改善のための作業計画をプロジェクトオフィスと協力しながら C/P とともに策定する。」とあるが、配布資料のトンガ国のPOによれば、2014 年度以降に改善工事の実施は予定されていない。どのような作業の実施が想定されているのか。また、作業実施に係る経費は見積りに含める必要があるか。	ご指摘の通り、改善工事は終了しており、新たな作業は予定しておりません。従いまして、当該活動 b)は不要です。

以上